

災害査定関係測量設計業務標準積算基準

災害査定に係る測量設計業務の構成及び分類について

災害査定に係る測量設計業務を、次表のとおり A～C に分類する。

	災害査定用		工事実施用	
		分類		分類
計上するもの	①査定用（必須） (委託費の国庫補助対象となる場合もある。)	A		
現場条件により必要な場合計上するもの	②査定用（選択） (例：仮設工、用地（公図、登記簿）等） (委託費の国庫補助対象となる場合もある。)	B	③実施用（選択） (査定の結果、修正が必要な場合には、必要な修正項目を計上する。) (例：図面修正等) (例：仮設工、用地（測量、境界等）等)	C

1 測量業務標準歩掛

(1) 適用範囲

この積算基準は、災害査定設計書作成のための測量業務委託に適用する。

(2) 路線測量

測量作業委託は、道路、河川、砂防等の災害工種を問わず、「業務関係標準積算基準」の路線測量を適用することを標準とし、災害箇所ごとに次表のとおり運用し積算する。

項目	運用基準	分類
作業計画	業務全体につき1業務として計上する。	A
現地踏査	起終点・測点を設定する場合に計上する。	B
伐採作業	受注者から見積りを徴収し設計変更で計上する。	B

項目	運用基準	分類
条件点の観測	法線を設定する場合で、コントロールポイントを座標設定する場合に計上する。	B
線形決定	法線を設定する場合に計上する。	B
I P 設置測量	法線を設定する場合に計上する。	B
中心線測量	法線を設定する場合に計上する。	B
仮BM設置測量	計上する。	A
縦断測量	必要な測量延長（被災延長＋工種別の加算延長）を計上する。 工種別の加算延長は、道路災害40m、河川・砂防災害80mを標準とする。	A
横断測量	計上する。 測量延長が1km未満の場合においては、1断面あたりに換算した歩掛で計上する。	A
詳細測量	重要構造物等の設計のため、詳細測量を行う場合に計上する。	B
用地幅杭設置測量	現地の状況により必要な場合に計上する。	B
4級基準点測量	現地測量を新規で実施する場合に計上する。	B
現地測量	現地状況により、新規又は平面図修正を選択の上、必要な面積を災害箇所ごとに計上する。	A

(3) 歩掛の補正

・路線測量変化率

「業務関係標準積算基準」の路線測量変化率を適用する。

- ・横断測量について、測量延長が1km未満の場合においては、変化点毎に必要な断面数を適切に積算に反映するため、延長(km)ではなく、横断本数で数量計上する。10m間隔の1kmあたりの標準歩掛を横断本数(101本)で除して算出する。

$$1 \text{ 断面あたりの歩掛} = 1 \text{ kmあたりの歩掛} / 101$$

※この場合、曲線数0(曲線数による変化率=-0.1)とする。

- ・災害業務にかかる測量面積が3000m²以下の現地測量を行う場合、以下の補正を適用する。

(新規) 設計歩掛 = 標準歩掛 × 0.50

(平面図修正) 設計歩掛 = 標準歩掛 × 0.25

※平面図修正は道路、河川、砂防施設台帳等の縮尺1/1000程度の図面を利用し修正を行うものである。

(4) 被災状況の写真撮影・整理歩掛（1断面あたり）

被災状況の写真撮影・整理を委託する場合は、被災高低差により次表のとおり積算する。

名 称	編成人員		被災高低差 5 m未満			摘 要
	撮影	整理	撮影	整理	合計	
測量技師補	1	1	0.1 人	0.04 人	0.14 人	
測量助手	1	1	0.1 人	0.04 人	0.14 人	
普通作業員	1		0.1 人		0.1 人	
機械経費					1.0%	直接人件費×率
ライトバン 運転費			0.1 日		0.1 日	

(注意) 本歩掛は、水深 1.5 m以下（浅い）部分の水中写真も撮影できるものとするが、水深 1.5 mを超える深い部分の水中写真については、別途計上する。

被災高低差による補正

被災高低差 (m)	～5m 未満	5m 以上～ 10m 未満	10m 以上～ 20m 未満	20m 以上～
補正	1.0	1.3	2.0	2.6

※計上数量は、横断本数に加え全景写真相当分（1断面）を加算し計上する。

※被災水位（D.H.W.L.）が必要な場合は、同様に 1断面加算し計上する。

※その他の被災状況写真等は上記に含む。

2 用地調査業務標準歩掛

(1) 適用範囲

この積算基準は、災害査定設計書作成のための用地調査業務委託に適用する。

(2) 用地調査

用地調査委託は、道路、河川、砂防等の災害工種を問わず、「業務関係標準積算基準」の用地調査を適用することを標準とし、災害箇所ごとに次表のとおり運用し積算する。

項 目	運 用 基 準	分類
権利調査	地権者等の権利関係を事前に調査しておく必要がある場合に計上する。（公図調査（地図コピー、土地登記簿調査等））	B
その他の調査	災害査定設計書作成上必要な場合に計上する。	B

(注意) 本調査は、用地取得の必要があり、かつ直営調査が不可能な場合に限って、実施するものとする。

3 設計業務標準歩掛

(1) 適用範囲

この積算基準は、道路災害及び河川・砂防災害に係る災害査定設計書作成のための設計業務委託に適用することとし、その他の災害においては、別途見積もり等により積算することとする。

(2) 道路災害の設計業務委託

「業務関係標準積算基準」の道路詳細設計（B）（予備設計無し）を適用することを標準とし、災害査定箇所ごとに次表のとおり運用し積算する。

ただし、安定計算を必要とする構造物の設計を行う場合は別途計上する。

項目	運用基準	分類
設計計画及び施工計画	計上する。	A
平面縦断設計	原則として計上しない。ただし、被災前の原形が容易に把握できない場合は計上する。	B
現地踏査	計上する。	A
横断設計	計上する。	A
道路付帯構造物 ・小構造物設計	計上する。	A
仮設構造物・用排水設計 (仮設工)	現地の状況により、工事用道路、河道内仮締切、仮排水路等が必要な場合に計上する。	B
設計図	計上する。	A
数量計算	計上する。(成果としては積上用、工事実施の数量計算であり、総合単価を使用する場合には、総合単価用の数量総括表を作成すること。)	A
照査	計上する。	A
報告書作成費	災害関連等の特別な場合を除いて計上しない。	B

(3) 道路災害の設計業務委託の補正等

・標準歩掛の補正

道路詳細設計の補正を適用し、地形及び車線数の補正を行う。

・設計延長

単独区間あたりの設計延長が 100m 以上 1km 未満の場合においては、次式による。

$$\text{設計歩掛} = \text{標準歩掛} \times (0.5 \times \text{設計延長(km)} + 0.5)$$

単独区間あたりの設計延長が 100m 未満の場合においては、次式による。

$$\text{設計歩掛} = \text{標準歩掛} \times 0.3$$

(4) 河川・砂防災害の設計業務委託

別紙に定める「河川・砂防関係災害査定用歩掛」を適用することを標準とし、災害査定箇所ごとに次表のとおり運用し積算する。

なお、片岸・両岸の別は断面にて判断し、該当延長を計上する。

また、付帯施設（階段工、排水管渠、その他施設（取付道路、利水施設等））以外の構造物の設計を行う場合は別途計上する。

項目	運用基準	分類
現地調査	計上する。	A
設計計画	計上する。	A
構造物との取付検討	計上する。	A
付帯施設設計	階段工、排水管渠、その他施設（取付道路、利水施設等）が必要な場合は計上する。	B
仮設計画	計上する。なお、本歩掛には仮締切、仮排水路等の構造設計を含んでいる。	A
図面作成	計上する。	A
数量計算	計上する。（成果としては積上用、工事実施用の数量計算であり、総合単価を使用する場合には総合単価用の数量総括表を作成すること。）	A
照査	計上する。	A
報告書作成	計上する。	A

(5) 河川・砂防災害の設計業務委託の補正等

・標準歩掛の補正

「業務関係標準積算基準」の護岸設計の補正を適用する。

設計歩掛 = 標準歩掛 × 補正係数 (K1×K2×K3×K4)

K1: 設計延長に対する補正係数 K1 = 0.0025 × 設計延長(m) + 0.5

K2: 基礎地盤条件による補正係数 (業務関係標準積算基準参照)

K3: 測点間隔による補正係数 (業務関係標準積算基準参照)

K4: 市街地における補正係数 (業務関係標準積算基準参照)

・設計延長

被災延長を標準とする。ただし、被災延長が20m未満の箇所については、20mとして積算する。

(6) 大型ブロック（環境保全型含む）安定計算（1箇所当り）

大型ブロック（環境保全型含む）を採用し、常時の地盤反力、転倒及び滑動を照査する必要がある場合は次表を計上する。なお、経験に基づく設計法により地盤支持力の照査のみ必要な場合も同様とする。

名称	人数	分類
技師 (C)	0.3人	B

(注意) 現場条件によりこれによりがたい場合は別途計上する。

(7) 発注者が自ら計画を鉛筆書きする場合（工法検討・基準根拠の検討・比較検討を行わない場合）

発注者が、測量図に自ら計画を鉛筆書きする場合、道路災害においては、設計計画及び施工計画、横断設計は計上せず、河川・砂防災害においては、設計計画、基本事項の決定は計上しない。

(8) A表・B表作成（1箇所当り）

河川特性整理表（A表）及び設計流速算定表（B表）が必要な場合は、次表を計上する。

名 称	河川特性整理表（A表）	設計流速算定表（B表）	分類
技師（B）	0.6人	0.6人	B

(9) 設計協議（1箇所当り）

設計協議は、1回当り技師（B）0.5人、技師（C）0.5人を標準とし、設計延長により、次表を計上する。

名 称	100m未満		100m以上		分類
技師（B）	0.5人	1回	1.0人	2回	A
技師（C）	0.5人	1回	1.0人	2回	

(10) 図面修正・数量計算修正

災害査定後における実施設計のための図面修正や数量計算修正等の作業が必要な場合は、次表を計上する。

項 目	運 用 基 準	分類
総合単価積算	該当する修正図面各項目の20%を計上する。	C
	数量計算を計上する。	
積み上げ積算	該当する修正図面各項目の20%を計上する。	
	数量計算の20%を計上する。	

4 その他

(1) 起終点の決定

災害査定設計書の起終点は、発注者の責任において決定し、これに基づき、受注者は測量に着手するものとする。

(2) 起終点杭設置（1箇所当り）

起終点杭設置は、発注者が直接設置するため当業務委託には含まれていない。ただし、災害箇所数が非常に多く、発注者による設置が困難な場合は次表を計上する。

名 称	起終点杭設置	分類
測量技師補	0.1人	B
測量助手	0.1人	
材料費（木杭）	（必要数を支給する）	
ライトバン運転費	0.1日	

(3) 電子成果品作成費

業務関係標準積算基準の規定を適用する。なお、設計業務については、その他設計業務の計算式で計上する。